

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	マツクイムシ被害防止対策事業			事業コード	1518
所属コード	142000	課等名	農林部 林政課	係名	森林管理係
課長名	高橋 山雄	担当者名	松舘 光人	内線番号	6057
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 2 項 2 目 マツクイムシ被害防止対策事業 (015-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	16 年度	
根拠法令等	森林病虫害等防除法			

(2) 事務事業の概要

アカマツを枯死させる松くい虫被害が平成 21 年 10 月に当市大ヶ生地内で確認されたことを受けて、被害拡大を最小限に抑止するために被害木の早期発見駆除を行う。被害木については、伐採及びくん蒸等の駆除を行う（県基金事業及び市単独事業により被害木を中心に半径 70 メートルの範囲内で感染源の選木作業、伐採及びくん蒸等の駆除を実施する）。なお、当市では、県に協力して、被害木の早期発見のため航空調査や地上からの枯損木調査を行っている。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

岩手県におけるアカマツの松くい虫被害は、一関市で昭和 54 年に確認されて以来、じわじわと北上を続け、平成 12 年には紫波町で確認されている。当市では、平成 15 年度に県の緊急地域雇用創出特別基金事業を活用して予防対策としての除間伐を開始し、平成 16 年度からは市単独の雇用対策事業として位置づけてアカマツ林の除間伐作業を実施してきた。

平成 20 年度からは、予防対策から防除対策中心の事業に転換するため、雇用対策事業としての位置づけを解除し、除間伐については面積を縮小して、被害発生に備えて被害木の駆除作業ができるように事業内容の見直しを行った。

こうした中で、平成 21 年度に松くい虫被害が当市で確認されたことから、予防対策としての除間伐に加えて、被害木及び被害木周辺の潜在被害木の伐採及びくん蒸処理を行った。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

当市では、平成 21 年 10 月に松くい虫被害が確認されたため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」（平成 13 年 12 月）及び「第三次岩手県松くい虫被害対策事業推進計画」（平成 19 年 4 月）に基づき、総合的かつ計画的に被害対策を実施する必要がある。また、当市としても平成 24 年度からの計画として盛岡市松くい虫被害対策地区実施計画を策定している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

民有林のアカマツ

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A アカマツ林(民有林)の面積(盛岡・都南地域)	ha	4,556	4,556	4,556	4,556	4,556
B アカマツ林(民有林)の蓄積量(盛岡・都南地域)	m ³	1,237.015	1,257.988	1,257.988	1,257.988	1,257.998
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

25年度実績 (25年度に行った主な活動)

松くい虫被害木及び被害木周辺の潜在被害木について、国・県の補助事業により伐採及びくん蒸処理を行った。

航空調査(航空写真調査を含む)で発見した枯損木及び情報提供があった枯損木について、盛岡広域振興局林務部及び森林組合と合同で現地調査を行った。

被害が疑われる枯損木については、盛岡広域振興局林務部及び当課職員で材片採取し、県林業技術センターで分析検査を行った。

課員によるパトロールを実施し、被害木の早期発見に努めた。

26年度計画 (26年度に計画している主な活動)

被害が確認された場合には、国・県の補助事業(森林病虫害等駆除事業, 森林整備加速化・林業再生基金事業)及び市単独事業により被害木及び被害木周辺の潜在被害木の伐採及びくん蒸処理を行う。

航空調査で発見した枯損木及び情報提供があった枯損木について、振興局担当者と協力して調査を実施する。被害が疑われる枯損木について、盛岡広域振興局林務部で材片採取し、県林業技術センターで分析検査する。

また、課員によるパトロールを実施し、被害木の早期発見に努める。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 計画
A 整備したアカマツ林(民有林)の面積の累計	ha	169.83	169.83	169.83	169.83	169.83
B 処理した被害木及び潜在被害木の材積の累計	m ³	452.09	756.18	1456.18	1639.30	2289.30
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

松くい虫の被害拡大を最小限に止めるため、アカマツ林を健全な状態にすることが必要である。また、被害が確認された場合は、速やかに被害木を伐採し、くん蒸処理を行うことにより被害の拡大を防ぐ。(平成24年度より被害拡大に伴い被害木駆除のみを実施することとする。)

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度計画
A 整備したアカマツ林（民有林）の面積の累計／アカマツ林（民有林）の面積	■上げる □下げる □維持	%	3.73	3.73	3.73	3.73	3.73
B 処理した被害木の材積の累計／アカマツ林（民有林）の蓄積量	■上げる □下げる □維持	%	0.359	0.601	1.157	1.303	1.819
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	5,772	1,914	3,289	21,431
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	596	3,320	2,356	812
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	6,368	5,234	5,645	22,243
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	600	600	600	600
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,400	2,400	2,400	2,400
計	トータルコスト A+B	千円	8,768	7,634	8,045	25,243
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：アカマツ林の健全化及び松くい虫被害の拡大防止は、林業者の所得の向上及び森林機能の維持増進に結びつくものである。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法廷事務であるため。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：法廷事務であるため。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：現在、当市で被害が発生している状況であるため、事業を廃止・休止した場合、被害木の早期発見駆除ができないため、被害の拡大が懸念される。また、盛岡市以北の市町村への感染拡大も懸念される。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がない。

理由：松くい虫の被害拡大を最小限に止めるため、徹底した被害木の早期発見駆除が引き続き重要となる。また、整備面積を増やして成果を向上させる場合、結果として事業費を増加させることとなるため、急激な成果向上を目指すのではない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益機会及び費用負担について、公平・公正である。

理由：森林保護は、地球環境保全の観点から見ると人類全てが受益者といえる。松くい虫被害によるアカマツの枯損は、伝染病であることから、行政が主体的に対応することが必要である。被害が発生した場合の駆除は、被害拡大防止のために必要な措置であり、受益の機会は公平・公正と判断される。

被害木及び被害木周辺の潜在被害木の伐採及びくん蒸処理は、市が松くい虫被害対策事業として国・県の補助制度を活用して実施するものであり、森林所有者の費用負担はない。そもそも松くい虫被害は伝染病であり、予防措置及び被害木駆除については、行政が主体的に実施する必要があるため、受益者の費用負担に関しては適正と判断される。

(4) 効率性評価

事業費及び人件費は削減できない。

理由：被害木の伐採及びくん蒸処理ができなくなるため、削減余地はない。今後、枯損木の確認及び被害木の調査等に係る業務量が増加していくため、人件費の削減はできない状況である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

被害が確認された場合には、国・県の補助制度を活用して被害木及び被害木周辺の潜在被害木の伐採及びくん蒸処理を行うこととなるため、状況に応じて早急に対応できる体制を今後も継続させる必要がある。また、課員によるパトロール等、事業費を上げることなく被害木を早期に発見できる体制についても、継続させる必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

アカマツの除間伐及び被害木等の伐倒くん蒸処理に際して、森林所有者の同意承認が必要なことから、松くい虫被害の拡大予防措置に対して理解を得ることが重要課題となる。また、アカマツ林の所在については、位置及び所有者の確認作業に多くの時間を要する。特に、国土調査が未実施である旧盛岡市域については確認できない場合も想定される。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

山林所有者を調査しにくい現状の中、必死に事業を実施している。それでも24、25年度と被害量が縮小しないため、今が我慢のしどころであるが、国の大きな補助事業がなくなるため、事業の効率的な実施も必要となっている。